

第 1 回 川俣町中心市街地活性化基本計画策定委員会

日時：平成 25 年 1 月 31 日（木）

午後 1 時 30 分～

場所：中央公民館 仮設第 2 会議室

次第

1 開会

2 委嘱状交付

3 町長挨拶

4 委員紹介

5 委員長・副委員長選出

6 議事

（１）報告

報告事項 1 川俣町中心市街地活性化基本計画の策定について

報告事項 2 企画提案方式による業務支援コンサルタントの選定について

（２）その他

7 その他

8 閉会

「川俣町中心市街地活性化基本計画」策定方針

平成 25 年 1 月 15 日

川俣町

1 計画策定の趣旨

本町では、平成 13 年 3 月に「川俣町中心市街地整備改善活性化基本計画」を策定し、8 つのゾーン（文教厚生、コミュニティ・行政、福祉、住居、商業、交流、河川景観保全公園、都市公園）において、公共施設のバリアフリー化、空き店舗対策、まちなか駐車場の確保、交流拠点施設の整備、TMO 活動の支援、道路網の整備、公営住宅の確保、学校給食の導入、河川景観の保全などの事業に取り組み、商業活性化や市街地の整備改善に努めてきた。

しかし、消費者ニーズの多様化、自家用車や運転免許の保有率の高止まりとともに商業施設の郊外立地など市街地の拡大が進み、中心商店街では歩行者数や販売額が減少する一途であった。

そのような中、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、家屋や商業施設等の損壊など甚大な被害をもたらし、中心市街地の中核的商業施設は営業停止に追い込まれた。加えて、福島第一原発事故に伴う放射性物質の拡散により地場産品が敬遠されるなど、風評被害は中心商店街にも深刻な影響を及ぼしている。

こうした複合的な要因により、中心商店街の現状は空き店舗が目立つほか、居住人口の減少も見られ、中心市街地の空洞化に歯止めがかからない状況にある。

その一方、放射性物質の除染が全町的に本格化していく中で、作業員の宿舎仮設や食料・生活物資等の購入により、中心市街地の土地利用や購買力は大きく影響を受け始めている。また、不便な仮設住宅での避難生活は心身への負担が大きく、避難生活を余儀なくされている山木屋地区住民の災害公営住宅の確保や地域コミュニティ維持などの生活支援対策も重要性を増しており、放射能被害対策において、中心市街地が果たすべき役割の検討も必要となっている。

このような状況から、今後の本町の中心市街地の活性化に向けて、これまでの取り組みを検証しつつ、中心市街地が抱える課題を明らかにするとともに、放射能被害からの復興や少子高齢社会などを見据えたまちづくりを展望し、中心市街地活性化に関する施策や事業を総合的かつ計画的に実行する計画を策定する。

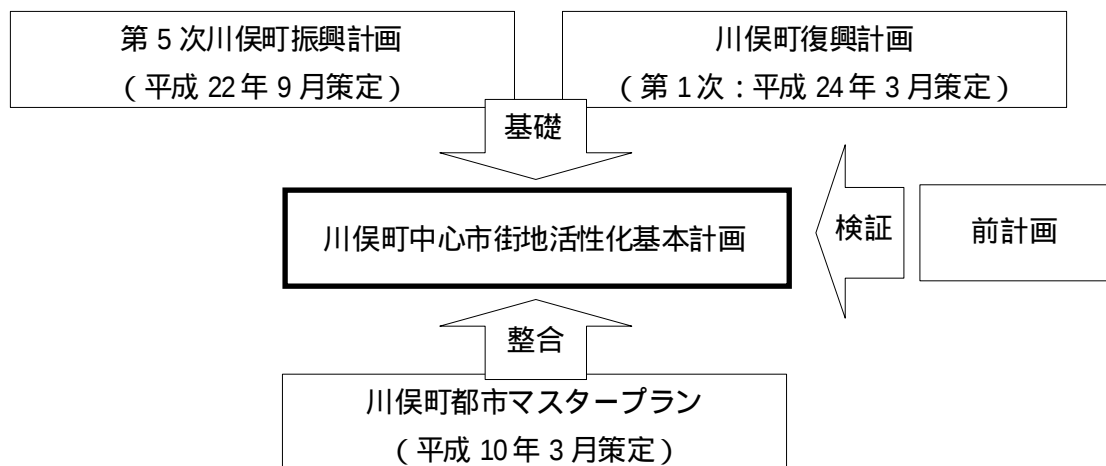
2 計画期間

概ね 10 年後のまちの姿を展望し、5 年間の実行計画とする。

3 計画の位置付け

第 5 次川俣町振興計画、川俣町復興計画を基礎とする。また、川俣町中心市街地整備改善活性化基本計画（前計画）の成果の検証を踏まえるとともに、川俣町都市マスタープランとの整合を図る。

【計画の関係イメージ】



4 計画の策定体制

川俣町中心市街地活性化基本計画策定委員会設置要綱(平成11年9月13日訓令第20号)に基づき、「川俣町中心市街地活性化基本計画策定委員会」、「川俣町中心市街地活性化基本計画策定本部会議」及び「川俣町中心市街地活性化基本計画策定ワーキンググループ」を設置し、相互連携の下、計画を策定する。

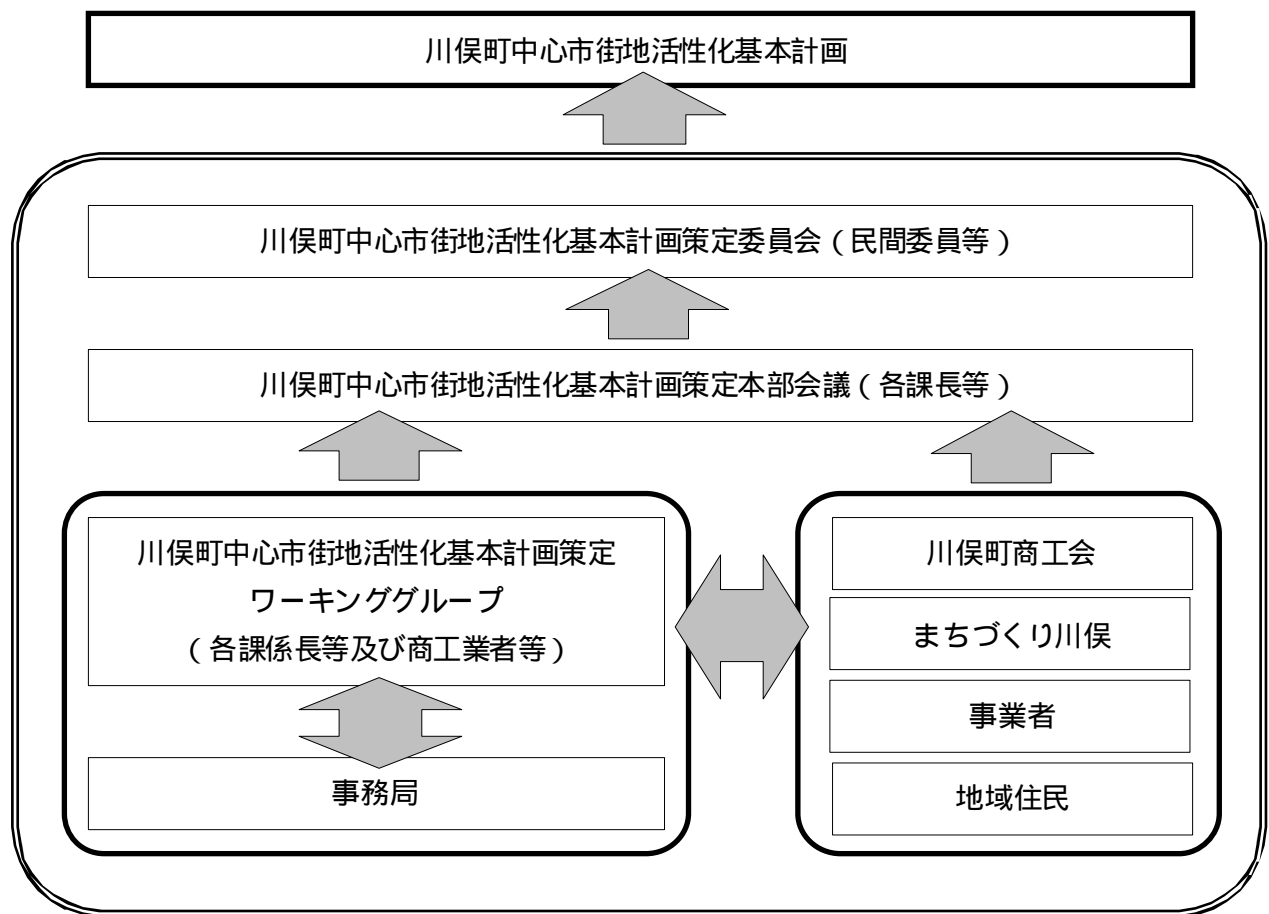
また、川俣町商工会、まちづくり川俣、事業者、地域住民等との連携を強化し、意見等を計画に反映する。

なお、策定作業を円滑に進めるため、コンサルタントを活用する。

【役割】

- 川俣町中心市街地活性化基本計画策定委員会
民間委員等により構成し、計画を総合的に検討・協議し、計画を策定する。
- 川俣町中心市街地活性化基本計画策定本部会議
各課長等により構成し、ワーキンググループで調査・検討した計画策定に必要な事項について、原案を協議・確認する。
- 川俣町中心市街地活性化基本計画策定ワーキンググループ
各課係長等及び商工業者等により組織し、計画策定に必要な事項について、データ収集・整理、具体的な施策の検討・整理、関係機関との協議等を行う。

【計画の策定体制イメージ】



5 計画策定の流れ（見込み）

（1）策定体制の整備

- ・川俣町中心市街地活性化基本計画策定委員会の設置
- ・川俣町中心市街地活性化基本計画策定本部会議の設置
- ・川俣町中心市街地活性化基本計画策定ワーキンググループの設置
- ・策定業務支援コンサルタントの選定

（2）前計画の成果検証

- ・前事業計画の達成状況、未達成原因の整理・分析

（3）必要なデータの収集・整理・分析

- ・人口動態、産業状況、土地利用状況等の整理・分析

（4）基本的な方針の検討・整理

- ・中心市街地の将来ビジョンの整理

（5）具体的な施策、事業（案）の整理・検討

- ・既存事業、施策の整理、新規事業の検討
- ・事業推進に関する補助制度等の検討・協議

（6）川俣町商工会、まちづくり川俣、事業者、地域住民との協議

- ・具体的な施策、事業（案）に対する意見調整・合意形成

(7) 具体的な施策、事業（案）の整理

- ・実施内容、実施主体、実施地域、実施スケジュール等の具体案の整理・確定

(8) 計画の策定

- ・川俣町中心市街地活性化基本計画策定委員会において、計画（案）を確認
- ・計画（案）は、パブリックコメント、議会説明を経て、最終調整

計画策定の透明性を確保するため、川俣町中心市街地活性化基本計画策定委員会の議事録、会議資料等は公開する。

中心市街地活性化基本計画策定スケジュール

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
ワーキンググループ(WG)、事務局		設置									
●予算措置	→										
●策定本部(各課等の長)設置準備	→										
●策定委員会(民間委員等)設置準備	→										
●策定方針(案)、スケジュール(案)作成	→										
●業務支援コンサル選定(プロポーザル)準備、実施	→		→								
●基本計画(案)作成											
・前計画検証準備、実施、とりまとめ(庁内検証)				→	→	→					
・アンケート調査準備、実施、とりまとめ(町民)					→	→	→				
・基本的な方針(案)の検討・整理							→	→	→		
・個別事業計画の検討・整理(庁内)							→	→	→		
・個別事業計画の検討・整理(商工業者等) ワークショップ							→	→	→		
・個別事業計画の検討・整理(町民) 住民懇談会								→	→		
・個別事業計画の検討・整理(国・県)								→	→		
●基本計画(案)調整・パブリックコメント										→	
●基本計画(案)最終調整										→	
策定本部		設置									
●策定方針、スケジュール確認		→									
●業務支援コンサル選定(プロポーザル)要領確認		→									
●前計画検証結果(案)確認						→					
●アンケート調査結果(案)確認								→			
●基本的な方針(案)の確認								→			
●個別事業計画(案)確認									→		
●基本計画(案)確認									→		
●基本計画(案)最終確認										→	
		確認				確認		確認	確認	確認	
策定委員会		設置									
●策定方針、スケジュール確認		→									
●業務支援コンサル選定(プロポーザル)要領確認		→									
●前計画検証結果確認						→					
●アンケート調査結果確認								→			
●基本的な方針の確認								→			
●個別事業計画確認									→		
●基本計画(案)確認									→		
●基本計画最終確認										→	
		第1回会議				第2回会議		第3回会議	第4回会議	第5回会議	策定
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月

はじめに

1. 計画の目的

近年、都市機能及び商業機能の集積した中心市街地において、消費者ニーズの変化やモータリゼーションの進展等に伴い、都市構造の変化や商業施設の郊外進出等により、居住人口の減少や空き店舗の増加等による空洞化が目立ってきている。川俣町をはじめとした福島県内の市町村においても、この傾向が著しく、その対策が大きな課題となっている。

この衰退は現状のままではさらに進行し続ける可能性が高く、中心市街地が今後も地域経済の発展や豊かな生活の実現に重要な役割を果たすためには、商店街、事業者、行政、住民等が連携をとり、中心市街地の拠点性を高め、新たな人々の流れを創り出すための施策が必要である。

そして新しい時代のニーズに対応する地域コミュニティの中心として「都市の歴史・文化・伝統・風土など」に配慮したアイデンティティを確保するとともに、「人が住み、育ち、学び、働き、交流する場」として、街づくりの原点に戻り、「まちの顔」となる中心市街地の再構築することが強く求められる。

本「川俣町中心市街地整備改善活性化基本計画」は、このような状況の中、平成10年5月に成立した「中心市街地整備改善活性化法」を契機に、この法律に基づき中心市街地の整備改善及び商業活性化の一体的推進が図れるよう、各種の事業・施策を連携させながら、街なかの総合的な再生・再構築を図り、魅力と活力ある中心市街地の形成を目指すものである。

具体的には、中心商店街周辺を核とし、それらを支援する周辺地域を含め、「商業・業務機能」、「福祉・医療機能」、「各種交流機能」、「公共公益機能」等を盛り込んだ、総合かつ体系的な整備を推進していくための計画とする。

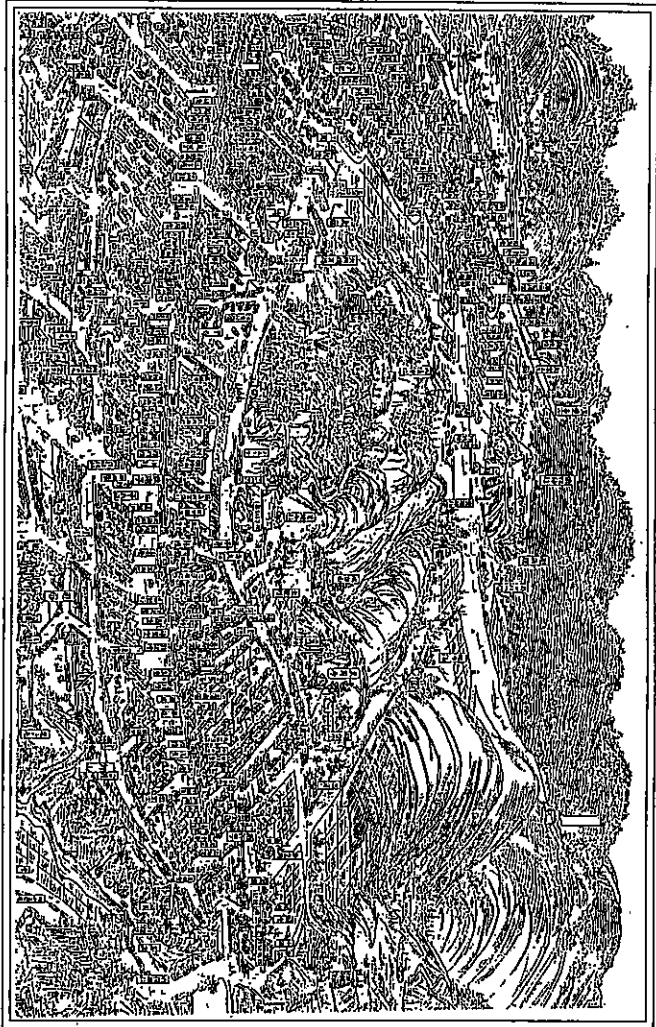
2. 計画の期間

川俣町中心市街地整備改善活性化基本計画の期間は、10年間を目標とする。

ただし、今後の計画の進捗状況や社会情勢の変化等により、計画を変更する必要がある場合には見直しを行うものとする。

川俣町中心市街地整備改善活性化基本計画

(抜粋)



平成13年3月

福島県川俣町

This is a detailed topographic map of the central urban area of Nagaoka City. The map features a dense grid of streets and building footprints in the center. Surrounding the urban core are hills with contour lines indicating elevation. Key landmarks and locations labeled include:

- Central Urban Area (中心市街地):** The main cluster of buildings and streets in the center.
- Industrial Area (中山工業団地):** Located in the upper left, near the 225.6m contour.
- Public Facilities:**
 - 特別養護老人ホーム (Special Nurturing Old People Home)
 - 中央消防署南分署 (Central Fire Station South Branch)
 - 川俣中学校 (Kawabuchi Junior High School)
 - 川俣小学校 (Kawabuchi Elementary School)
 - 常泉寺 (Jozen-ji Temple)
 - 飯坂 (Ihazaka)
- Parks and Recreation:**
 - 蔵松山公園 (Kazumatsu-yama Park)
 - 中央公園 (Chuo Park)
 - 聖能観音 (Sei-nō Kannon)
- Infrastructure:**
 - 電車線 (Train Line)
 - バス線 (Bus Line)
 - 河川 (River)
- Elevation:** Contour lines are marked with values such as 202.4, 206.3, 211.2, 225.6, 263.5, 264.9, 266.6, 267.7, 268.9, 279.9, and 349.7.

集積要件：当該市街地に、相当数の小売商業者が集積するとともに、都市機能が相当程度集積しており、町の中心としての役割を果たしていること

趨勢要件：当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保または経済活力の維持に支障を生じ、またはは生ずる恐れがあると認められること

広域要件：当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、町やその周辺地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

集積要件：当該市街地に、相当数の小売商業業者が集積するとともに、都市機能が相当程度集積しており、町の中心としての役割を果たしていること

趨勢要件：当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保または経済活力の維持に支障を生じ、または生ずる恐れがあると認められること

広域要件：当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、町やその周辺地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

集積要件：当該市街地に、相当数の小売商業業者が集積するとともに、都市機能が相当程度集積しており、町の中心としての役割を果たしていること

趨勢要件：当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保または経済活力の維持に支障を生じ、または生ずる恐れがあると認められること

広域要件：当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、町やその周辺地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

「課題と推進方策」の位置づけとフロー

中心市街地の現状

1) 位置及び地勢

- ・県都周辺の主要な拠点。
- ・国道114号、国道349号が通り、交通の結節点を形成。

2) 人口及び世帯

- ・町全体、中心市街地ともに人口の減少、核家族化、高齢化傾向。
- ・昼間人口は減少しているが、職住近接の高い自立性を有した生活圏域を形成。

3) 土地利用

- ・山林が3分の2を占め、傾斜地が多いため住宅地は少なく、地価高傾向。

4) 市街地における生活要素の状況

- ・小売店・サービス業・飲食店は沿道に集積しているが空き店舗化が進行。
- ・住宅地は郊外化し、中心市街地には町営住宅の不足。
- ・医療機関、金融機関が充実。

5) 交通基盤の状況

- ・自動車保有台数は増加傾向。
- ・公共交通機関はバスで、主な利用は交通弱者の通勤・通学。利用者は減少傾向。町内を通過する主要交通はバイパスにシフト。バイパスは交通量増大。
- ・道の駅の利用者年間250,000人
- ・中心市街地の道路は幅員が狭く、歩道の整備が不十分。
- ・中心市街地における駐車場の不足。
- ・変則的な交差点やクラシクが多い。

6) 産業の動向

- ・繊維産業をはじめとした地場産業が衰退傾向。
- ・産業構造の中心が1, 2次産業から2, 3次産業に移行傾向。
- ・大型店舗化（法人増加、個人減少、売り場面積増加）。郊外店化。

7) 文化財及び地域資源の状況

- ・豊かな自然、山々に抱かれた景観、広瀬川の水辺環境、土蔵等、風情のある街並み環境。
- ・春日神社、常泉寺、河股城跡等の歴史的資源が多く存在。
- ・コスキンエンハボン、春日神社祭礼等各種イベント開催。

課題と推進方策

○広域交流連携による地域活性化

- 人口の流出を防ぐための魅力づくり
- 高齢化社会、核家族化に対応したまちづくり
- 自立都市圏としての地域活力の維持管理

○土地の有効な活用

- 魅力あふれる店舗形成
- 街なかにおける良好な居住地の供給。
- 既存施設、店舗の有効な再配置・再整備。

- 中心市街地への入りやすいアクセス道路の拡充。道の駅利用者、バイパス通過交通からの呼び込み。
- 道の駅と商店街、その他地域拠点施設のネットワーク化。
- 軸となる道路の整備と安全な歩道の整備。

- 店舗の連携、集約化。
- 大型店舗との差別化。魅力づくり。

- 活性化にむけた地域資源の活用
- 自然（山なみ、水辺）資源を取り込んだ景観形成
- 歴史資源のネットワーク化
- コスキン、土蔵をコンセプトとした商店街、広瀬川沿いの景観形成

基本的方針

市街地の再編

新たな拠点機能の整備・拡充

魅力的な都市空間の創出

商業形態の再編

商業の活性化

魅力的商業空間の創出

人の流れ再編

広域ネットワークの構築と連携

③ ネットワークシフト施策

② 商業振興

① 街づくり

川俣町中心市街地活性化の方針

キーワード・コンセプト 川俣町における施策

市街地構造の再編 ■拠点となる公的施設の再配置 ■軸となる都市基盤の整備 (地区計画等の検討)		○ふれあい福祉ゾーン整備事業 保健センター新築、ティファレッタ-新築 ○歴史民俗資料館・図書館施設新築事業 ○児童館新築事業 ○小中学校施設整備 ○町道整備 館ノ山線、熊ノ宮・京田線、 中島・大清水線、川端・壁沢線、 中丁・鉄炮町線 ○コミュニティゾーン整備事業 (役場庁舎・多目的ビル等)
新たな拠点機能の整備・拡充 ■あらゆるライフステージに 対応する施設・機能の集約化 ■周辺市町村との連携を促進する 新たな拠点機能の強化 (地区計画等の検討)		○広域的高齢者福祉施設整備 特別養護老人ホーム・老人保健施設整備 ○シルバーハウジング整備事業 ○ヤングハウジング整備事業 ○導入ゾーン整備事業 (街路整備・面整備) ○都市公園事業 中央公園整備、広瀬川景観保全公園整備 ○地域個性形成事業 ケーナが響く里づくり事業
魅力的な都市空間の創出 ■川俣の個性と地域資源を 活かした空間形成 (景観条例等の検討)		
商業形態の再編	○新規商業施設整備	
商業の活性化	○歩行者専用道路整備 ○イベント広場・駐車場整備	
魅力的な商業空間の創出	○コスミン館（仮称）建設 ○蔵の集積 ○拡幅道路（瓦町・五百田線）整備	

商業振興策
(商業等の活性化)



街づくり
(市街地の整備改善)

ネットワーク
ソフト施策

- 人の流れの再編
 - 通過交通の取りこみ
 - 道の駅とのネットワーク化
タウン情報の提供、
市街地へのアクセスの改善等
- 広域ネットワーク
の構築と連携
 - 地域生活空間創造情報システム整備事業
 - 広域情報通信ブラザ整備

『川俣町中心市街地活性化基本計画』策定に向けた
ゾーニング及び各ゾーンの整備方針

■文教厚生ゾーン

川俣小学校、中学校、すみよし保育園、教育委員会、佐藤病院等があり、町の文教厚生施設が多く立地する地区。既存施設・機能の有効な活用を前提に少子・高齢化に対応する中心市街地の整備改善と活性化を推進する。

■コミュニティ・行政ゾーン

町役場、中央公民館、消防署、郵便局等、町の公共・公益施設が集積する。
庁舎等の老朽化をふまえ、公的施設の再整備と再配置を検討し、多様化する住民ニーズに対応し得る高度・多機能のコミュニティゾーンの形成を推進する。

特に、中心市街地への吸引力を高めるため、人が集い交流する新しい行政センター機能の整備等を通じ、地域コミュニティの核の形成を図る。

■福祉ゾーン

保健センター、済生会病院、特別養護老人ホーム等、福祉関連施設が集積する。
本町及び周辺町村の広域的な保健・福祉の拠点地区として更なる機能強化と周辺整備を図る。

■住居ゾーン

本ゾーンでは、良好な住環境を形成し、将来にわたって健康で文化的な生活ができるゆとりと潤いのある住宅地の形成を図る。特に中心市街地の各種サービス機能の充実、生活環境の改善と連携し、街なかに居住することによるステイタス・充足感が得られる魅力ある居住環境を創出する。また、医療、保健、福祉機関との連携を通じた高齢化対応型の住宅整備を推進する。

■商業ゾーン

中丁、瓦町、鉄炮町の各商店街を中心に本町の商業機能が歴史的に集積している地域。
周辺ゾーンとの機能連携を図りながら、商店街への集客を促進する。また、商業を取り巻く環境変化に対応する見地から、新たなサービス機能の強化、商業施設の集約化・共同化等による商業再編を検討することにも、溜まりの場、にぎわいの場等の空間を創出し、生活者と来街者にとって魅力ある商業空間の形成を図る。

■交流ゾーン

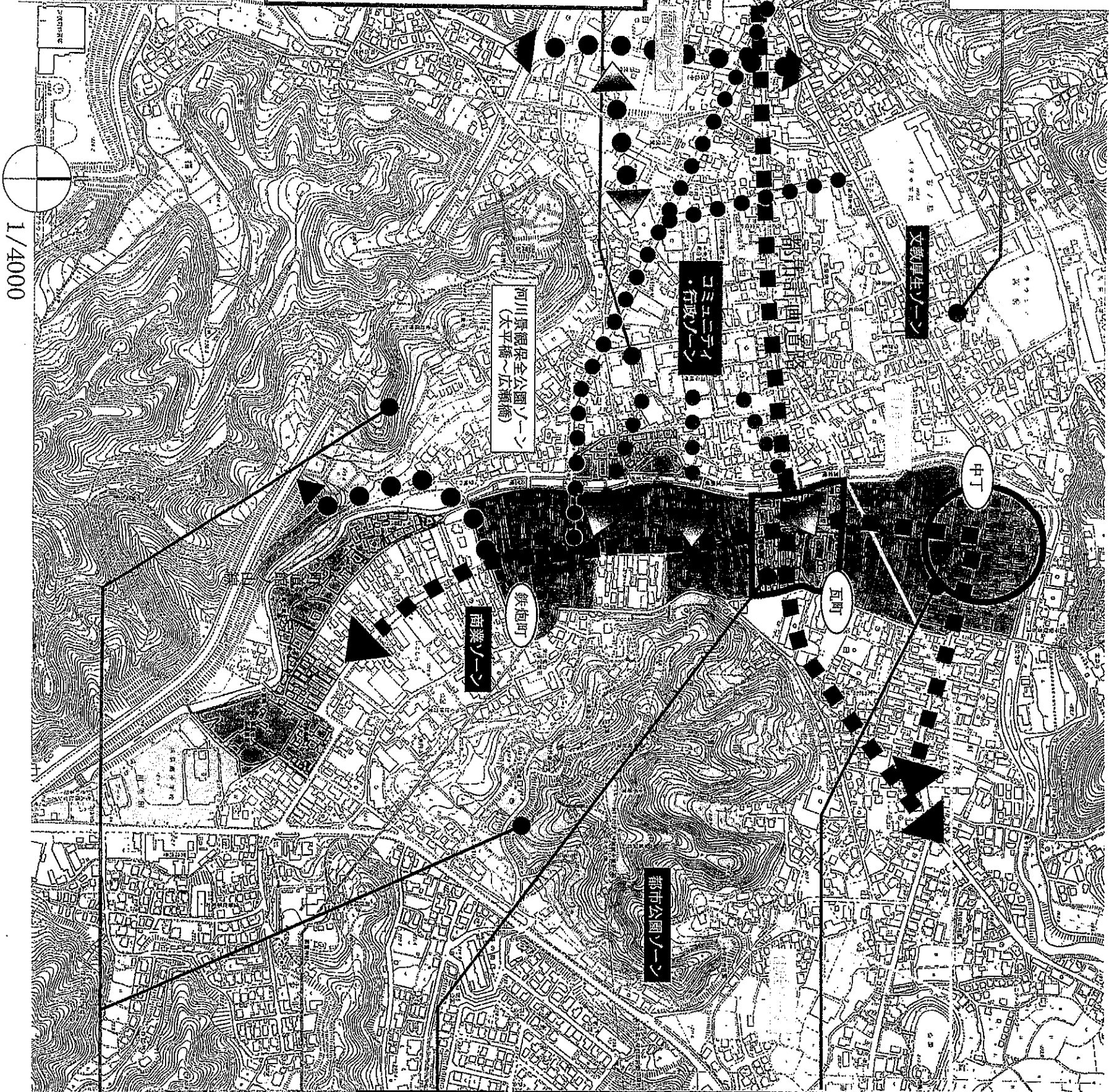
「都市軸」と「既存商店街」とが交わる地区。さまざまな交流の拠点（センターゾーン）として交流広場等の整備を検討する。

■河川景観保全公園ゾーン

市街地を流れる広瀬川を中心に、本町の文化的・歴史的資源を活用した良好な景観形成を行う。また、商店街への誘客及び滞留を促進する見地から公園駐車場の整備を検討する。

■都市公園ゾーン

中央公園が立地。既存施設とロケーションを活用し、住民や来街者にとっての憩いの場を創出を図る。



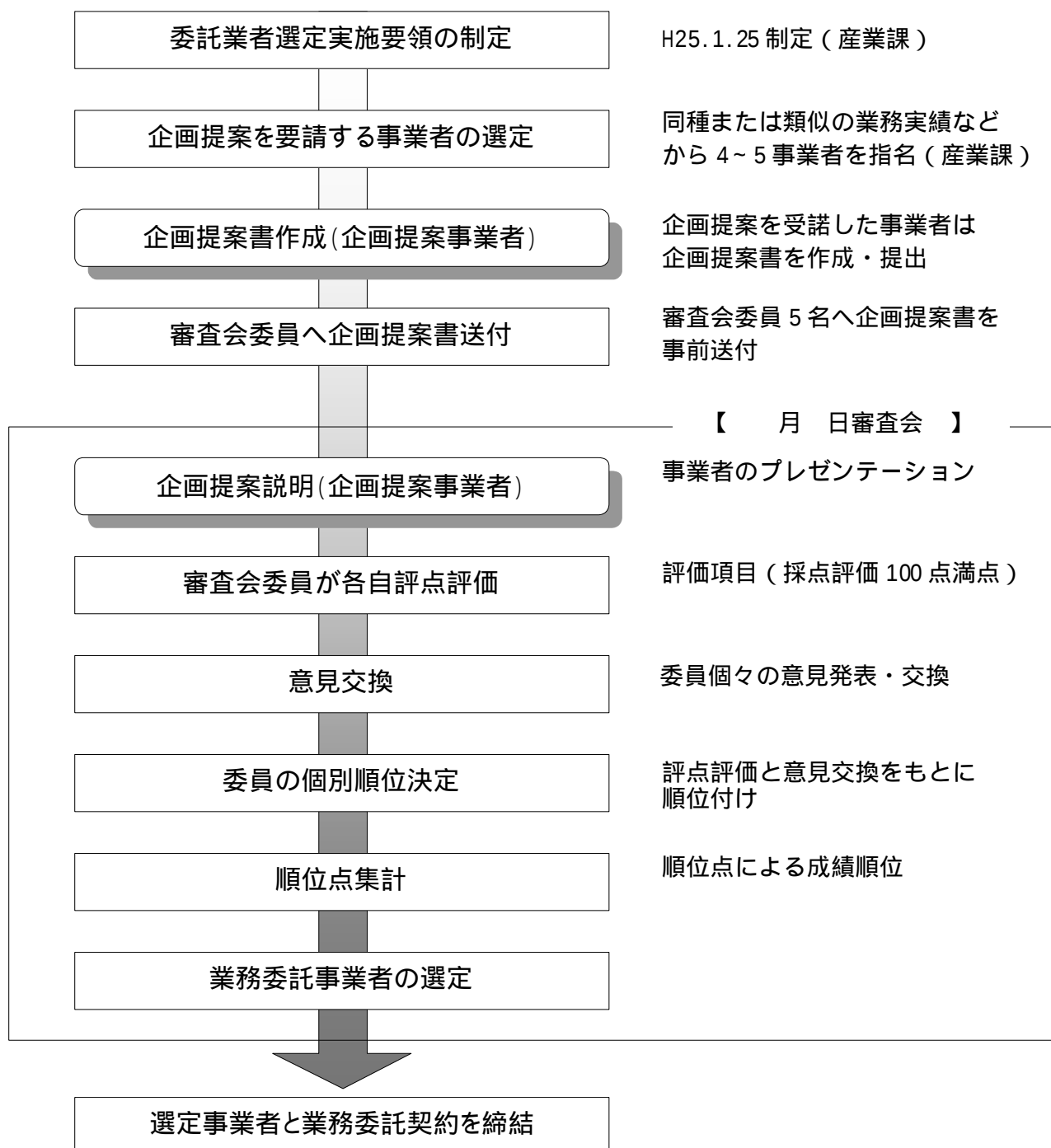
企画提案方式による業務支援コンサルタントの選定

1 企画提案方式とは

業務委託先を選定する際に、公募または指名により複数の者から目的に合致した企画を提案してもらい、その中から優れた提案を行った者を選定する方式をいう。

単に、業務遂行に要する価格の安い方を提示した者を選定すると、期待した成果が得られないことも危惧されることから、専門性を要する業務の場合は、企画提案方式により業務委託先を選定することが多い。

2 選定まで流れ



企画提案型支援業務委託業者選定審査会設置要領

平 25 年 1 月 25 日

産業課

（設置）

第 1 条 この要領は、川俣町が発注する川俣町中心市街地活性化基本計画策定支援業務の委託に係る業務委託業者の選定において、その審査及び評価を厳正かつ公平に行うため、企画提案型支援業務委託業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置することを目的とする。

（任務）

第 2 条 審査会は、企画提案書の審査及び評価を行う。

（組織）

第 3 条 審査会の委員は、川俣町中心市街地活性化基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員の中から委員長が指名する者とし、5 名以内で組織する。

（会長及び副会長）

第 4 条 審査会に会長及び副会長を各 1 名置く。

2 会長は、策定委員会委員長が務め、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、策定委員会副委員長が務め、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 審査会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（事務局）

第 6 条 審査会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、川俣町産業課に置く。

（その他）

第 7 条 この要領で定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から適用する。